

日行連発第823号  
平成24年9月27日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会  
会長 北山 孝次

### 犯罪被害財産支給手続の周知について

日頃より当会の事業推進にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
今般、山形地方検察庁より、別紙のとおり「犯罪被害財産支給手続開始決定  
公告の周知について（お願い）」として、周知依頼を受けております。  
犯罪被害財産支給手続は、法定代理人及び弁護士のみが代理できる手続です。  
つきましては、貴会におかれまして各会員への周知方等ご協力いただきます  
ようお願い申し上げます。  
なお、本件に関しては、会員の閲覧に供するため、日行連（会員向け）ホーム  
ページ「連 con」（※）にお知らせを掲載することとしております。併せてご  
参照いただければ幸甚です。

以上

#### 【別紙】

- ・犯罪被害財産支給手続開始決定公告の周知について(お願い)

※「連 con」 <https://www.gyosei.or.jp/members/>

日行連発第897号  
平成24年10月11日

各単位会長様

日本行政書士会連合会  
会長 北山 孝次  
電子申請推進委員会  
委員長 盛武 隆

通知・通達

日行連より

総務省発行「オンライン申請ガイドbook」（平成24年10月改訂版）の送付について

今般、総務省行政管理局から「オンライン申請ガイドbook」（平成24年10月改訂版）を送付いただきました。

つきましては、オンライン申請の普及・啓発のための参考資料として送付いたしますので、各単位会においてご活用くださるようお願いいたします。

なお、総務省行政管理局が運営する電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページにも当該パンフレットのデータが掲載されておりますので、ご参考になさってください。

<添付資料>

- 「オンライン申請ガイドbook」（平成24年10月改訂版）：5部  
電子政府の総合窓口（e-Gov）ホームページ  
<http://www.e-gov.go.jp/index.html>

以上

日行連発第914号  
平成24年10月11日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会  
会長 北山 孝次  
総務部  
部長 中村 利雄  
第三業務部  
部長 姫田 格

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室からの「外国人住民に係る住民基本台帳制度」  
のご案内について

本年7月9日に施行された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(平成21年法律第77号)に伴い、外国人住民の方々も住民基本台帳制度の適用対象となり、居住地の市区町村で住民票が作成されております。

本件につきまして、総務省自治行政局外国人住民基本台帳室より、標記周知依頼が別紙のとおりございましたので、ご連絡いたします。

各単位会におかれましては、所属会員への周知を含めて対応をよろしくお願いいたします。

<別添文書>

- ①「外国人住民に係る住民基本台帳制度のご案内」(平成24年10月3日付)
- ②「外国人住民の住民基本台帳制度のご案内リーフレット」

以上

日行連発第 1021 号  
平成 24 年 11 月 5 日

各 単 位 会 長 殿

日本行政書士会連合会  
会 長 北 山 孝 次  
第 三 業 務 部  
部 長 姫 田 格

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令の施行について

平成 24 年 9 月 28 日「出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令」等に規定する研修・技能実習に係る不正行為等についての見直しを行う省令が公布され、同年 11 月 1 日から施行されました。

これに伴い、研修・技能実習に係る在留資格認定証明書交付申請等について、法務省から新しい法定書式（在留資格認定証明書交付申請書、在留資格変更許可申請書及び在留期間更新許可申請書）が示され、本年 11 月 1 日以降、地方入国管理局に対してそれらの申請を行う場合には、新しい書式を使用して申請することとなりましたので、お知らせいたします。

新しい法定書式等詳細につきましては、下記法務省ホームページをご確認くださいませようようお願い申し上げます。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等にご協力くださいますようお願い申し上げます。（日行連ホームページ内「会員ページ」においても同内容を掲載いたします。）

記

○法務省ホームページ『研修・技能実習制度について』

[http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU\\_NINTEI/zairyu\\_nintei10\\_0.html](http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_nintei10_0.html)

以 上

石 都 建 第 2 3 6 8 号  
平成 2 4 年 9 月 2 7 日

茨城県行政書士会  
会長 国井 豊 殿

石岡市長 久保田健一 郎



石岡市景観計画の策定及び石岡市景観条例の制定について（通知）

日頃より、本市の景観行政の推進につきましては、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記の件について、別添のとおり策定・制定し、平成 2 4 年 1 1 月 1 日より施行となりますので、お知らせいたします。

なお、条例施行に伴い、平成 2 4 年 1 1 月 1 日以降に工事等に着手し、かつ届出対象に該当する案件等がございましたら、下記までご相談ください。

石岡市 都市建設部 都市計画課	担当：片岡
石岡市 都市建設部 建築住宅指導課	担当：酒井
電 話 0 2 9 9 - 2 3 - 1 1 1 1 (内線 2 9 3 - 4 2 2)	
F A X 0 2 9 9 - 2 2 - 6 0 7 0	

## 石岡市景観条例

(平成24年9月12日石岡市条例第19号)

## (目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、景観計画（法第8条に規定する景観計画をいう。以下同じ。）の策定その他の施策を講ずることにより、歴史的に受け継がれる市の特色ある景観の維持及び質の向上を目指し、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法及びこれに基づく命令において使用する用語の例による。

## (市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に対する市民及び事業者の理解を深めるため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (市民の責務)

第4条 市民は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

## (景観計画)

第6条 市は、良好な景観の形成を推進するため、景観計画を定めるものとする。

2 景観計画区域は、市の全域とする。

3 市長は、景観計画区域のうち特に良好な景観の形成を図る必要があると認める地区を、先導的な景観形成地区として指定することができる。

4 市長は、前項の先導的な景観形成地区を指定したときは、景観計画に当該地区における良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出を要する行為)

第7条 法第16条第1項第4号に規定する届出を要する行為は、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件（家畜用飼料を除く。）の堆積とする。

(届出を要しない行為)

第8条 法第16条第7項第11号に規定する行為は、別表に掲げる行為以外の行為とする。

(特定届出対象行為)

第9条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、別表に掲げる行為（建築物又は工作物を対象とするものに限る。）とする。

(事前相談)

第10条 法第16条第1項に規定する届出をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が法第8条第4項の規定に基づく景観計画に定める行為の制限に適合するか否かについて、市長に相談することができる。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第11条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第25条第2項に規定する景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第12条 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の状況について定期的に点検し、規則で定めるところにより、その結果を市長に報告すること。

(景観重要建造物等の管理等に対する支援)

第13条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の管理又は良好な景観の保全に関する活動等について、必要な支援をすることができる。

(表彰)

第14条 市長は、良好な景観の形成に著しく貢献していると認められる個人又は団体を表彰することができる。

(景観調査委員会)

第15条 この条例の規定により定められた事項その他市長が必要と認める良好な景観の形成に関する事項を調査審議させるため、石岡市景観調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員7人以内で組織する。

3 委員は、良好な景観の形成に関し識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。

(石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。



別表都市計画審議会委員の項の次に次のように加える。

景観調査委員会委員	日額	5,000	副市長
-----------	----	-------	-----

別表（第8条，第9条関係）

区 分	対象となる行為
第6条第3項に規定する先導的な景観形成地区	建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）であって，次のいずれかに該当するもの (1) 開発区域の面積が1,000㎡以上のもの (2) のり面及び擁壁の高さが2mを超え，かつ，のり面及び擁壁の長さの合計が10m以上で，開発区域の面積が300㎡以上のもの
	屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件（家畜用飼料を除く。）の堆積で，当該堆積に係る面積が300㎡以上のもの
上記以外の地区	高さが10m又は延床面積が1,000㎡を超える建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	高さが10m（擁壁にあつては2m）を超える工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
	開発区域の面積が1,000㎡以上の開発行為
	屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件（家畜用飼料を除く。）の堆積で，当該堆積に係る面積が1,000㎡以上のもの

## 石岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例

(平成24年9月12日石岡市条例第18号)

## (目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定用途制限地域内における建築物等（建築物及び工作物をいう。）の用途に関する制限について必要な事項を定めることにより、合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成及び保持に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

## (基準時)

第3条 この条例において「基準時」とは、法第3条第2項の規定により、第5条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条の規定（同条の規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。

## (適用区域)

第4条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、市長が都市計画の決定又は変更の告示をした特定用途制限地域内に適用する。

## (建築物の用途の制限)

第5条 前条の特定用途制限地域内においては、別表第1の左欄に掲げる地区に応じて、同表の右欄に掲げる建築物を建築してはならない。

## (既存の建築物に対する制限の緩和)

第6条 法第3条第2項の規定により、前条の規定の適用を受けない建築物について、次に定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 前条の規定に適合しない事由が原動機出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量のそれぞれの合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量のそれぞれの合計の1.2倍を超えないこと。
- (5) 用途の変更（次条第2項の建築物を除く。）を伴わないこと。

（用途の変更に対する規定の準用）

第7条 建築物（次項の建築物を除く。）の用途を変更する場合には、第5条の規定を準用する。

2 法第3条第2項の規定により、第5条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同条の規定を準用する。

- (1) 用途の変更が令第137条の17第1号、第2号、第4号及び第8号から第10号までのいずれかに掲げる用途である場合において、それぞれ当該各号に掲げる他の用途への変更であって、かつ、建築物の修繕若しくは模様替をしないとき又はその修繕若しくは模様替が大規模でないとき。
- (2) 用途の変更が次のアからウまでのいずれかに掲げる用途である場合において、用途の変更の範囲がそれぞれ当該アからウまでに掲げる用途相互間におけるものであるとき。
  - ア 法別表第2(ほ)項第2号又は第3号に掲げる用途
  - イ 法別表第2(り)項第3号(1)から(20)までに掲げる用途
  - ウ 法別表第2(ぬ)項第1号(1)から(31)までに掲げる用途（この場合

において、同号(1)から(3.)まで、(11)及び(12)中「製造」とあるのは、「製造、貯蔵又は処理」とする。)

- (3) 用途変更後の第5条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 第5条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、用途変更後のそれらの出力、台数又は容量のそれぞれの合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量のそれぞれの合計の1.2倍を超えないこと。

(公益上必要な建築物の特例許可)

第8条 市長が特定用途制限地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物については、第5条（前条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可（以下「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、石岡市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転について特例許可をする場合であって、次に掲げる要件に該当する場合においては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること。
  - (2) 増築又は改築後の第5条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。
  - (3) 第5条の規定に適合しない事由が原動機の出力、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築、改築又は移転後のそれらの出力、台数又は容量のそれぞれの合計が、特例許可を受けた際におけるそれらの出力、台数又は容量のそれぞれの合計を超えないこと。
- 3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を期日

の3日前までに公告しなければならない。

(特例許可の条件)

第9条 市長は、特例許可をする場合においては、当該地域の良好な環境の形成及び保持のために、必要な限度において条件を付することができる。

(建築物の敷地が地区の内外にわたる場合の措置)

第10条 建築物の敷地が、第5条の規定による建築物の用途に関する制限を受ける地区の内外にわたる場合においては、当該建築物の全部について、その敷地の過半の属する地区内の建築物に関する規定を適用する。

(工作物への準用)

第11条 法別表第2(り)項第3号(13)又は(13の2)及び同表(ぬ)項第1号(21)の用途に供する工作物(土木事業その他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時にあるもの及び別表第2に掲げるもので建築物の敷地(法第3条第2項の規定により、第5条の規定の適用を受けない建築物については、基準時における敷地をいう。)と同一の敷地内にあるものを除く。)については、第3条及び第5条から前条までの規定を準用する。この場合において、第5条中「別表第1」とあるのは「別表第2」と読み替えるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条(第11条において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は工作物の築造主

(2) 第7条(第11条において準用する場合を含む。)の規定に違反した場合における当該建築物又は工作物の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

地 区	建築してはならない建築物
自然景観保全地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務所，店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの</li> <li>2 ホテル又は旅館</li> <li>3 カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>4 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>5 劇場，映画館，演芸場又は観覧場</li> <li>6 キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係る公衆浴場及び令第130条の9の2で定める建築物その他これらに類するもの</li> <li>8 工場で作業場の床面積の合計が1,000㎡を超えるもの</li> <li>9 法別表第2（り）項第3号又は同表（ぬ）項第1号に掲げる事業を営む工場</li> <li>10 危険物の貯蔵又は処理に供するもので令第130条の9の表中商業地域欄に定める数量を超える建築物</li> </ol>
田園居住地区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事務所，店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</li> <li>2 自然景観保全地区の項第3号から第7号までに掲げる建築物</li> </ol>

別表第2（第11条関係）

地 区	築造してはならない工作物
自然景観保全地区	法別表第2（り）項第3号(13)若しくは(13の2)又は同表（ぬ）項第1号(21)の用途に供する工作物

八郷都市計画区域における

# 特定用途制限地域の概要について

## 1. 特定用途制限地域とは？

特定用途制限地域とは、都市計画法に基づいて指定された区域内に、建築してほしくない建物を特定し、その立地が制限される地域です。

## 2. 特定用途制限地域を指定した理由

八郷都市計画区域は、平成4年に都市計画区域（非線引き）の指定を受け、その後、柿岡地区において、平成10年に用途地域を決定し、土地利用の誘導を図ってきました。

しかしながら、近年本地区においては、朝日トンネルをはじめとする道路整備の進展を背景に交通の利便性が向上し、新たな開発の可能性が生まれていることから、用途地域の定めのない地域において、無秩序な開発が懸念されております。

このような状況を踏まえ、八郷都市計画区域における、優良な農地・森林の適切な保全や、住環境の保全、適切な開発の誘導と抑制の観点から、自然環境及び既存住宅等の環境を阻害する恐れのある建築物の規制・誘導を図るため、特定用途制限地域を指定しました。

## 3. 指定する区域

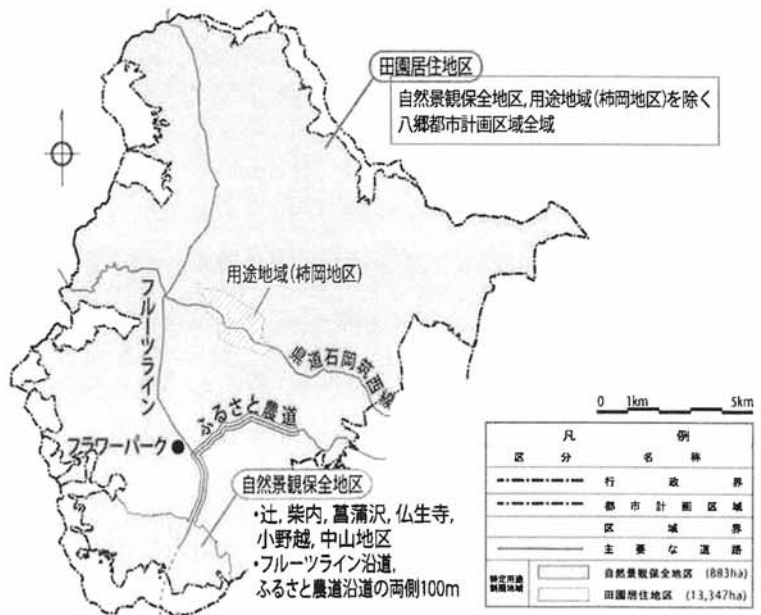
八郷都市計画区域内の用途地域（柿岡地区）を除いた区域を特定用途制限地域として指定し、さらに2地区のエリアに区分します。

### ◆自然景観保全地区：

- ・辻、柴内、菖蒲沢、仏生寺、小野越、中山地区、
- ・フルーツライン沿道、ふるさと農道沿道の両側100m区域

### ◆田園居住地区：

- ・自然景観保全地区、用途地域（柿岡地区）を除く八郷都市計画区域全域



#### 4. 主な制限建築物の用途の概要

種類	主な制限建築物の用途の概要
自然景観保全地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>・個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類するもの</li> <li>・マージャン屋，パチンコ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券場その他これらに類するもの</li> <li>・カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>・劇場，映画館，演芸場又は観覧場</li> <li>・ホテル又は旅館</li> <li>・事務所，店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するもので，その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</li> <li>・工場で作業場の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの</li> <li>・危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場及び危険性が大きい又は著しく環境を悪化させる恐れがある工場</li> <li>・火薬，石油類，ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量がやや多い施設，又は量が多い施設</li> </ul>
田園居住地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの</li> <li>・個室付浴場業に係る公衆浴場その他これらに類するもの</li> <li>・マージャン屋，パチンコ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券場その他これらに類するもの</li> <li>・カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>・劇場，映画館，演芸場又は観覧場</li> <li>・事務所，店舗，飲食店その他これらに類する用途に供するもので，その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</li> </ul>

※1. 上表の制限の概要に即して，具体的な建物等の用途の制限は，「石岡市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」で定めます。

※2. 条例に違反した場合は，50万円以下の罰金が科されます。

※3. 既に建っている建物で，上記の用途規制に適合しない建物（不適格建築物）は，そのままの存在を認められますが，増改築等を行う場合には一定の範囲で制限が生じます。

※4. 条例施行日：平成24年11月1日

#### 5. 問い合わせ

石岡市役所 都市建設部 建築住宅指導課 TEL：0299-23-1111（内線422）

※詳細は石岡市ホームページでもご覧になれます。（<http://www.city.ishioka.lg.jp/>）





平成24年11月9日

関係各位

水戸地方法務局長 樋代 博  
(公 印 省 略)

国籍事務の集約に伴う管轄の変更について（お知らせ）

日頃、私ども法務行政の円滑な運営につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、当局所管事務のうち帰化許可申請等の国籍事務につきましては、現在、茨城県内において当局戸籍課及び各支局で行っているところではありますが、一層の効率化を図るため、平成25年1月1日から戸籍課のみで行うこととしましたのでお知らせします。

なお、本取扱いに先立ちまして、本年12月1日から、初めて帰化等の相談を受けることになるお客様の対応は、戸籍課のみでお受けすることとさせていただきますので、併せて御承知おきます。

つきましては、参考として広報用チラシ等を同封させていただきますので、御活用いただければ幸いです。

# 国籍事務の 取扱庁が 変わります



平成24年12月1日から

国籍に関する相談を水戸地方法務局戸籍課で行います

平成25年1月1日から

帰化許可申請を含む国籍に関する事務を  
水戸地方法務局戸籍課で行います  
支局では国籍の選択の相談のみを受け付けます



お問い合わせ・相談申込み  
水戸地方法務局戸籍課  
水戸市三の丸1丁目1番42号  
駿優教育会館7階  
電話029-227-9916



監 第 629 号  
平成24年11月2日

茨城県行政書士会会長 殿

監 理 課 長



一般建設業許可申請における財務要件の確認書類について

このことについて、建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日付け国総建第97号通知別添）に規定する、一般建設業許可申請における「財産的基礎又は金銭的信用」を確認するため添付させる資料については、下記のとおり取扱うこととしたので、その取扱いに遺漏がないよう願います。

記

- 1 自己資本の額が500万円以上であることを証明する書類を用いるとき
  - ・ 財務諸表（純資産合計欄の記載があるもの）又は  
新規設立法人等で決算期未到来の場合は、開始貸借対照表のいずれか
- 2 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる書類を用いるとき
  - ・ 申請時に発行日から一ヶ月以内の取引金融機関の融資証明書又は  
申請時に発行日から一ヶ月以内の取引金融機関の預金残高証明書のいずれか  
※複数の取引金融機関の証明の場合、証明日は同一であること。
- 3 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績の確認をもって  
足りるのは更新申請時のみ